

令和8年度保護者負担分の学校給食費について

令和8. 4. 1

1 月額給食費

	※種 別	徴 収 額		
小 学 校 179日間	学校給食の抜本的な負担軽減（いわゆる給食無償化）により、 <u>給食費の徴収はなし</u>			
	教職員等・要保護児童・体験入学児童は下表のとおり			
	（教職員等・要保護児童・体験入学児童）			
	① 完給食全	月額	3,950円	
		日割計算基準額（日額）	240円	
	②牛乳飲用不応者 （牛乳50円）	月額	3,100円	
		日割計算基準額（日額）	190円	
	※月額3,950円から牛乳代相当額850円を差し引く			
	③ミルク給食 及び 主食・副食不応者	月額	850円	
		日割計算基準額（日額）	50円	
中 学 校 178日間	①完全給食	月額	4,700円	
		日割計算基準額（日額）	280円	
	②牛乳飲用不応者 （牛乳50円）	月額	3,850円	
		日割計算基準額（日額）	230円	
	※月額4,700円から牛乳代相当額850円を差し引く			
	③ミルク給食 及び 主食・副食不応者	月額	850円	
		日割計算基準額（日額）	50円	
	3年生3月分	完全給食	$4,700 - (280 \times 5)$	3,300円
		牛乳飲用不応者	$3,850 - (230 \times 5)$	2,700円
		ミルク給食	$850 - (50 \times 5)$	600円
※3年生は実施期間が少ないので、その間（8年度は5日分）の給食費を差し引く				

※令和8年度から学校給食費の抜本的な負担軽減（いわゆる給食無償化）による給食費負担軽減交付金を小学校の食材費に充てることにより、小学校の保護者に対する給食費の徴収はありません。中学校については、昨年度同様、給食費を徴収します。中学校は、食材費高騰分を市で負担することにより、保護者負担分の給食費を据え置いております。